

(別紙)

ブランド力強化のための産地戦略策定に向けた調査業務（相馬地区・ねぎ） 委託仕様書（案）

本業務委託仕様書は、「ブランド力強化のための産地戦略策定に向けた調査業務（相馬地区・ねぎ）」を委託するに当たり、その業務等を円滑に進めるため、必要な事項を定めるものである。

1 目的

福島県産農林水産物においては、福島県産農産物等流通実態調査によれば、一部の品目で全国平均との価格差は未だ埋まっておらず、県産農林水産物の消費者の購入姿勢は以前よりは改善されているものの、小売り・外食事業者は消費者の購入姿勢の改善を実態として受け止めておらず、県産品の取扱いを拡大するためのマーケティングとブランド力強化の取組の重要性が示されている。また、気候変動や物価高騰への対応、消費動向の変化など、本県農林水産業を取り巻く状況は依然として厳しく、東日本大震災とそれに続く原子力災害により落ち込んだ農業産出額は、近年の価格高騰等もあり、令和6年に回復が見られたものの、近県の伸び率までは追いついていない。

本県農林水産業の風評の払拭と風評により落ち込んだ農林漁業者の所得の確保のためには、市場ニーズを的確に把握し、生産から流通・販売に至る取組の連携強化を図りながら生産力及び販売力を強化し、産地のブランド力向上に向けた戦略を検討の上、計画を策定・実践することが必要である。

そこで、本事業では本県の主要な生産品目の一つであるふくしま未来農業協同組合そうま地区本部（以下「当該産地」という。）の「ねぎ」のブランド力強化推進に向けて、産地戦略の策定・実践を進める上で必要な産地分析・市場調査等を行う。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

3 委託業務の内容

(1) 「生産力の強化」に向けた調査

ア 産地分析

ふくしま未来農業協同組合そうま地区本部及び全国農業協同組合連合会福島県本部等の関係者へのヒアリングにより、当該産地における過去の出荷実績や現状の出荷動向（出荷先、生産者数、栽培面積、時期別の出荷量・出荷金額、出荷規格の推移、集出荷体制・施設設備等）、当該産地を取り巻く環境（気象条件、生産者数・経営規模、他産地の動向等）の変化に伴う影響を把握するとともに、生産者へのヒアリング調査やアンケート調査などにより、当該産地が抱える課題、生産者からの要望・意見や生産面の課題を把握し、当該産地の強みや弱み、改善点を明らかにする。

(2) 「販売力の強化」に向けた調査

ア ニーズ調査

ねぎの取扱事業者（当該産地及び当該産地以外のねぎを多く取り扱う市場関係者、仲卸、販売店など。以下、「取扱事業者」という。）及び当該産地のねぎが流通する都道府県等の消費者へのアンケート調査やヒアリング調査（取扱事業者のみ）などを行い、当該産地における現状の市場動向及び消費者動向（時期別の需要量と期待単価、時期別の求められる品質と出荷規格等）を調査する。

イ ねぎの全国的な今後の市場動向の分析

アで得られた調査結果に加えて、ねぎの全国的な今後の市場動向に関する更なる調査・分析を行い、当該産地のねぎの流通・消費段階における今後のマーケットの立ち位置等も含めて分析結果を示す。（例えば、人口減少などの社会構造の変化、食の志向や物価高騰の影響などを踏まえた消費動向の変化、競合他産地の動向などの環境等に関する深掘り調査を行い、今後の消費動向や規格のトレンド、今後狙うべきターゲット・ポジション等を分析するなど）

（３）戦略的な産地情報の発信に資する調査

ア 付加価値調査

取扱・購買に影響を及ぼす取組（例えば、鮮度情報、調理方法、GAP、環境負荷低減、GI、地域団体商標、機能性成分の表示、記念日の制定、加工品の存在、産地ストーリーの広告宣伝等）について調査し、どのような取組を誰に・どのように発信することが最も効果的かを提案する。

イ 認知度調査

当該産地の認知度を調査するとともに、どのような内容の産地情報をどのような媒体により発信することが認知度を向上させるために最も効果的かを提案する。

（４）特徴的な取組を行う産地等の調査・分析

（１）から（３）の調査結果を踏まえて、当該産地の課題解決等の参考にするため、特徴的な取組を行う他の産地等について、以下のアからエを考慮して提案し、現地視察・ヒアリング調査などを行う。

ア 産地規模（生産者数 40 名程度、作付面積 30ha 程度、生産量 900t 程度など）が同程度であること

イ 共同選果施設の利用によって販売単価、所得や産地評価が向上した事例

ウ 新規栽培者確保や作付拡大に向けた先進的な取組

エ 産地認知度の向上を実現した取組

（５）産地ワーキンググループへの参加等

県内で開催する関係者で構成する産地ワーキンググループ及び担当者会議（以下「産地 WG 等」という。）に参加し、以下のアからエの対応を行う。産地 WG 等への参加後は、速やかに会議記録を作成する。

ア 調査の方向性や計画等の説明・検討

令和 8 年 5 月頃に開催する産地 WG 等において、今後実施する調査の方向性や計画等を説明し、出席者で検討する。

イ 調査・分析結果の中間検討

令和 8 年 8 月下旬～9 月上旬頃に開催する産地 WG 等において、これまでの調査・分析結果を提示した上で、以後の調査・分析の方向性を話合う中間検討を行う。

ウ 結果の報告及び考察・提言

令和8年12月頃に開催する産地WG等において、これまでの調査・分析結果を報告するとともに、それらの結果に基づき、今後、産地にとって必要となる取組等に対する考察・提言を行い、その内容を出席者で検討する。

なお、今後、産地にとって必要となる取組等に対する考察・提言にあたっては、調査結果をマーケットインの視点に立って分析の上、根拠をもって可能な限り数多くの取組等を示すこと。

エ 産地戦略の検討

令和9年1月頃に開催する産地WG等において、これまでの調査結果や産地にとって必要となる取組等に対する考察・提言を簡潔にまとめたもの（以下、「調査結果のポイント」という。）を提示するとともに、産地が検討する産地戦略への助言を行う

(6) 実績報告書のとりまとめ

令和9年2月頃までに、(5)ウ及びエで検討された意見等も踏まえて、すべての調査・分析結果及び今後、産地にとって必要となる取組等に対する考察・提言を実績報告書として提出すること。併せて、調査結果のポイントも提出すること。

(7) 調査範囲・方法等

(1)から(4)については、以下のアからオについて留意するとともに、過去の文献調査等を踏まえながら、各調査の目的に沿って最大限の効果が得られる調査規模や手法を提案・工夫して実施すること。また、各調査には、産地関係者もオンライン又は対面で参加することを想定し、調査先や産地側と事前に調整を図ること。

ア 対象

本事業の調査対象は、ふくしま未来農業協同組合そうま地区本部に出荷されるねぎを対象とする。

なお、具体的な対象地域については、福島県に相談の上、選定する。

イ 事業者調査

取扱事業者へのヒアリング調査を8者程度、アンケート調査を実施すること。

なお、調査先については、福島県及び関係団体に相談の上、選定する。

ウ 消費者調査

当該ねぎが流通する都道府県の消費者へのWEBアンケート調査を計500名程度に実施する。

エ 生産者調査

アに示した農業協同組合に出荷する生産者を対象とし、ヒアリング調査では生産者8名程度（新規栽培者や大規模生産者を含む）、アンケート調査においては少なくとも生産者30名以上に実施する。

オ 視察調査

当該産地の課題解決等の参考となる取組を行う他の産地の視察調査を1回以上実施する。

なお、調査先については、福島県に相談の上、選定する。

4 成果品

- (1) 実績報告書（正本1部、副本2部、電子データ（保存媒体は任意）1部）
- (2) 調査結果のポイント（正本1部、副本2部、電子データ（保存媒体は任意）1部）
- (3) その他、福島県が必要とする資料

5 契約締結後の提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の号に掲げる書類を福島県の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 契約締結後速やかに提出するもの
 - ア 着手届（様式第1号）
 - イ 総括責任者通知書（様式第2号）
 - ウ 実施工程表（任意様式）
 - エ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務終了後速やかに提出するもの
 - ア 完了届（様式第3号）
 - イ 実績報告書（様式第4号）

6 事業実施に当たっての留意事項

(1) 疑義に関する協議等

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行った上で業務を実施するものとする。また、本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について、疑義が生じたときは、両者が協議のうえ定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

(2) 著作権

本委託業務により制作される成果物の著作権は福島県に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、福島県が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。

(3) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ福島県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託できるものとする。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。

(5) 情報の保護（守秘義務）

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。